

議案第128号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市市税条例の一部を改正する条例の概要

(市税条例第35条の7関係)

1 改正の理由

兵庫県が、平成30年7月に県政150周年を迎えることを契機として、県民の参画と協働をさらに強化し、県民と共同で地域創生を進める観点から、地域の公益的役割を担う法人等が行う活動を支援する県民を応援するため、平成30年3月に県税条例を改正し個人県民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲を拡充したことに伴い、本市においても同様の観点から個人市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲を拡大しようとするものです。

ただし、兵庫県が新たに対象とした寄附金のうち、特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭については、当該特定公益信託の目的を達成するために行う事業の対象地域が、本市に限定されていないことから、今回は、寄附金税額控除の対象とはしません。

2 新たに対象とする寄附金

所得税法上の寄附金控除の対象となる法人又は団体に対する寄附金（公益社団・公益財団法人、社会福祉法人又は更生保護法人については、租税特別措置法上の寄附金特別控除の対象とされる法人に対する寄附金に限定）のうち、次のいずれかに該当するもの

- (1) 市内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金
- (2) 市外に主たる事務所を有する学校法人又は独立行政法人等であって、市内に学校を設置するもの又は市内に一定の基準を満たす専修学校若しくは各種学校を設置するものに対する寄附金

寄附金税制の対象範囲：所得税法と対比

所 得 税	個人市民税
(1) 国又は地方公共団体に対する寄附金	都道府県、市区町村に対する寄附金 【ふるさと納税】
(2) 公益法人等に対する寄附金で一定の要件を満たすもので財務大臣が指定したもの（国公立大学法人を含む）	住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社支部に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの 市区町村の条例により対象寄附金を指定
(3) 特定公益増進法人に対する寄附金 ①独立行政法人、②地方独立行政法人、③自動車安全運転センター等、④公益社団・財団法人、⑤学校法人、⑥社会福祉法人、⑦更生保護法人など	・左欄(2)の一部及び(3)に該当する寄附金（一部の寄附金は租税特別措置法上の税額控除の対象となる法人に対するものに限る。）を追加
(4) 認定 NPO 法人に対する寄附金	・左欄(4)の寄附金は平成 25 年に指定済
(5) 一定の要件を満たす特定公益信託に対して支出した金銭	・左欄(5)の公益信託は今回指定しない。
(6) 政党等に対する政治活動に関する寄附金	対象外

・宝塚市内で条例改正により新たに対象となるのは以下の6つの法人又は団体（平成30年1月1日現在）

関西女子学園（宝塚大）

関西学院（関西学院大等）

喜多川記念学園（宝塚南口幼稚園）

甲子園学院（甲子園大等）

聖心女子学院

雲雀丘学園

・寄附金税額控除計算式は3ページ

3 適用時期

平成31年度課税分（平成30年1月1日以降の寄附金から適用）

< 条例指定寄附金の税額控除額計算式 >

(1) 市県民税の寄附金税額控除

- ① 税額控除の対象となる寄附金の合計額
- ② 総所得金額等の合計額×30%
- ③ 記①と②のうち、いずれか少ない金額（以下、「控除対象額」といいます。）
を寄附金税額控除の計算に用います。

- ・ 県民税控除額：(控除対象額－2,000円) × 4% (兵庫県が条例指定した寄附金)
- ・ 市民税控除額：(控除対象額－2,000円) × 6% (宝塚市が条例指定した寄附金)

※「総所得金額等」とは、給与所得者の場合は給与収入から給与所得控除額を控除した金額をいいます。

(2) 計算例

例題1

例：給与収入400万円の人が条例指定法人に対して10万円の寄附を行った場合

- ① 税額控除の対象となる寄附金
10万円
- ② 総所得金額等の合計額の30%
 $266万円 \times 30\% = 79.8万円$
- ③ 上記①<②であるため、控除対象額は10万円となる。
- ④ ・ 県民税控除額：(10万円－2,000円) × 4% = 3,920円
・ 市民税控除額：(10万円－2,000円) × 6% = 5,880円
合計 9,800円

例題2

給与収入800万円の人が条例指定法人に対して100万円の寄附を行った場合

- ① 税額控除の対象となる寄附金
100万円
- ② 総所得金額等の合計額の30%
 $600万円 \times 30\% = 180万円$
- ③ 上記①<②であるため、控除対象額は100万円となる。
- ④ ・ 県民税控除額：(100万円－2,000円) × 4% = 39,920円
・ 市民税控除額：(100万円－2,000円) × 6% = 59,880円
合計 99,800円